

議案第120号

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、静岡市税条例の一部改正について、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年4月27日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、静岡市税条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市税条例の一部を改正する条例

静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第87条の3第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第19条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附

則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項を削り、同条第20項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第18項とし、同条中第21項を第19項とし、第22項を第20項とする。

附則第22条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改める。

附則第23条の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第24条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第25条中「平成30年法律第3号) 附則第22条第1項」を「令和3年法律第7号) 附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第27条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第28条第1項中「場合の」を「場合における」に改め、同条に次の1項を加える。

4 令和2年度分の固定資産税について静岡市税条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市

条例第44号)による改正前の静岡市税条例(以下「令和3年改正前の条例」という。)附則第28条第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第28条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第28条の2第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第30条中「同条第1項」を「附則第28条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第4項」に改める。

附則第30条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第30条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第33条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第35条中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項」に、「第37項から第39項まで」を「第35項から第37項、第39項」に、「第44項、第47項若しくは第48項」を「若しくは第43項」に改める。

附則第35条の2の見出し及び同条第1項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に、同条第2項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に、同条第3項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に、同条第4項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第36条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度ま

での各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第37条中「平成30年法律第3号）附則第22条第1項」を「令和3年法律第7号）附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第38条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第39条第2項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加え、同条第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させ

る事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 5 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 6 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。